

平成17年4月1日

会 員 各 位

茨城県毒物劇物保安協会
会 長 幸 島 博 起

毒物及び劇物指定令等の一部改正について（通知）

このことについて、平成17年3月31日付け薬第307号をもって茨城県保健福祉部長から別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。



薬 第 307 号
平成17年 3月31日

茨城県毒物劇物保安協会長 殿

茨城県保健福祉部長

毒物及び劇物指定令等の一部改正について（通知）

このことについて、平成17年3月25日付け薬食発第0325011号をもって厚生労働省医薬食品局長から別添写しのとおり通知がありましたので、御承知の上、貴会会員によくお知らせ下さい。

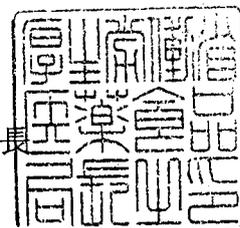
別添



薬食発第0325011号
平成17年3月25日

都道府県知事
保健所設置市市長
特別区区長
各 殿

厚生労働省医薬食品局長



毒物及び劇物指定令等の一部改正について（通知）

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（平成17年政令第65号）（別添1）及び毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令（平成17年厚生労働省令第41号）（別添2）が公布されたので、下記事項に留意の上、関係各方面に対する周知徹底方御配慮願いたい。

なお、同旨の通知を社団法人日本化学工業協会会長、全国化学工業薬品団体連合会会長、日本製薬団体連合会会長、社団法人日本薬剤師会会長及び社団法人日本化学工業品輸入協会会長あてに発出しているので申し添える。

記

第1 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令について

- 次に掲げる物を劇物から除外したこと。
 - 六水酸化錫亜鉛
 - 四-アセトキシフェニルジメチルスルホニウム=ヘキサフルオロアンチモネート及びこれを含有する製剤
 - N-シアノメチル-四-（トリフルオロメチル）ニコチンアミド（別名フロニカミド）及びこれを含有する製剤
 - 二・六-ジフルオロ-四-（トランス-四-ビニルシクロヘキシル）ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
 - 二-フルオロ-四-（トランス-四-ビニルシクロヘキシル）ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
 - 二-フルオロ-四-〔トランス-四-（E）-プロパー-エン-イル〕シクロヘキシル〕ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
 - （Z）-〔五-〔四-（四-メチルフェニルスルホニルオキシ）フェニルスルホニルオキシイミノ〕-五H-チオフエン-二-イリデン〕-（二-メチル

- フェニル) -アセトニトリル及びこれを含有する製剤
- (8) メチル=N- [ニ- [一- (四-クロロフェニル) -一H-ピラゾール-三-イルオキシメチル] フェニル] (N-メトキシ) カルバマート (別名ピラクロストロビン) 六・八%以下を含有する製剤

2 施行期日

公布の日 (平成17年3月24日)

第2 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令について

- 1 毒物及び劇物取締法施行規則第1条第2項第2号及び第2条第2項第2号における登録申請に係る添付書類について、当該登録申請書の提出先とされる地方厚生局長等が、インターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合をその使用に係る電子計算機に入力することによって、自動公衆送信装置 (著作権法 (昭和四十五年法律第四十八号) 第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。) に記録されている情報のうち当該添付書類の内容を閲覧し、かつ、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができる場合は、当該書類の添付を省略できる規定を設けたこと
- 2 次に掲げる物を農薬用品目販売業者が取り扱うことができる劇物から除外したこと。
 - (1) N-シアノメチル-四- (トリフルオロメチル) ニコチンアミド (別名フロニカミド) 及びこれを含有する製剤
 - (2) メチル=N- [ニ- [一- (四-クロロフェニル) -一H-ピラゾール-三-イルオキシメチル] フェニル] (N-メトキシ) カルバマート (別名ピラクロストロビン) 六・八%以下を含有する製剤

3 施行期日

公布の日 (平成17年3月25日)

第3 その他

今般の改正部分の新旧対照表については別添3及び別添4に示すとおりであること。

また、今般、毒物又は劇物に指定された物及び劇物から除外された物の性状、毒性等については、別添5のとおりであること。

政令第六十五号

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令

内閣は、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三三号）別表第二第九十四号の規定に基づき、この政令を制定する。

毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号を次のように改める。

一 無機亜鉛塩類。ただし、次に掲げるものを除く。

イ 炭酸亜鉛

ロ 雷酸亜鉛

ハ 六水酸化錫^{すず}亜鉛

第二条第一項第七号中ニをホとし、イからハまでをロからニまでとし、同号にイとして次のように加える。

イ 四―アセトキシフェニルジメチルスルホンウムⅡヘキサフルオロアンチモネート及びこれを含むす

る製剤

第二条第一項第三十二号中(139)を(144)とし、(138)を(143)とし、(137)を(142)とし、(136)を(140)とし、(140)の次に次のように加える。

(141) (Z) — 「五 — 「四 — (四 — メチルフエニルスルホニルオキシ) フェニルスルホニルオキシイミノ

— 五H — チオフェン — ニーイリデン」 — (ニ — メチルフエニル) アセトニトリル及びこれ含有する製剤

第二条第一項第三十二号中(135)を(139)とし、(109)から(134)までを(113)から(138)までとし、(108)を(110)とし、(110)の次に次のように加える。

(111) ニ — フルオロ — 四 — (トランス — 四 — ビニルシクロヘキシル) ベンゾニトリル及びこれ含有する製剤

(112) ニ — フルオロ — 四 — 「トランス — 四 — (E) — (プロパー — エン — イル) シクロヘキシル」
ベンゾニトリル及びこれ含有する製剤

第二条第一項第三十二号中(107)を(109)とし、(78)から(106)までを(80)から(108)までとし、(77)を(78)とし、(78)の次に次のように加える。

(79) 二・六―ジフルオロー四―(トランス―四―ビニルシクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含む製剤

第二条第一項第三十二号中(76)を(77)とし、(70)から(75)までを(71)から(76)までとし、(69)の次に次のように加える。

(70) N―シアノメチル―四―(トリフルオロメチル)ニコチンアミド(別名フロニカミド)及びこれを含む製剤

第二条第一項第九十九号の三中「製剤」の下に「。ただし、メチルN―「二―」「一―(四―クロロフェニル)―H―ピラゾール―三―イルオキシメチル」フェニル」(N―メトキシ)カルバマート六・八%以下を含むものを除く。」を加える。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第四十一号

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第四条の三第一項の規定に基づき、毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十七年三月二十五日

厚生労働大臣 尾辻 秀久

毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令

毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の一項を加える。

- 3 前項の場合において、同項第二号に掲げる書類について、当該登録申請書の提出先とされる地方厚生局長若しくは都道府県知事が、インターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合をその使用に係る電子計算機に入力することによって、自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。）に記録されている情報のうち前項第二号に掲げる書類の内容を閲覧し、かつ、当該電子計算機に備えられたファイルに当該

情報を記録することができるときは、前項の規定にかかわらず、第一項の登録申請書に前項第二号に掲げる書類を添付することを要しない。

第二条に次の一項を加える。

3 前項の場合において、同項第二号に掲げる書類について、当該登録申請書の提出先とされる都道府県知事、保健所を設置する市の市長若しくは特別区の区長が、インターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合をその使用に係る電子計算機に入力することによつて、自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。）に記録されている情報のうち前項第二号に掲げる書類の内容を閲覧し、かつ、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができるときは、前項の規定にかかわらず、第一項の登録申請書に前項第二号に掲げる書類を添付することを要しない。

別表第一劇物の項第十一号の九中(137)を(138)とし、(68)から(136)までを(69)から(137)までとし、(67)の次に次のように加える。

(68) Nーシアノメチルー四ー（トリフルオロメチル）ニコチンアミド（別名フロニカミド）及びこれを

含有する製剤

別表第一劇物の項第五十九号中「製剤」の下に「。ただし、メチルⅡNⅠ「ニⅠ「ⅠⅠ（四Ⅰクロロフェニル）ⅠⅠHⅠピラゾールⅠ三Ⅰイルオキシメチル」フェニル」（NⅠメトキシ）カルバマート六・八%以下を含有するものを除く。」を加える。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○ 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令案新旧対照条文
 毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(70) N-シアノメチル-四-（トリフルオロメチル）ニコチンアミド（別名フロニカミド）及びこれを含有する製剤</p> <p>(71) (78) (略)</p> <p>(79) 二・六-ジフルオロ-四-（トランス-四-ビニルシクロヘキ</p>	<p>(70) (77) (略)</p>
<p>(1) (69) (略)</p> <p>八-三十一の二 (略)</p> <p>三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>イ 四-アセトキシフェニルジメチルスルホニウムIIヘキサフルオロアンチモネート及びこれを含有する製剤</p> <p>ロ アンチモネート及びこれを含有する製剤</p> <p>ロ-ホ</p>	<p>イ-二</p> <p>八-三十一の二 (略)</p> <p>三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(1) (69) (略)</p>
<p>二-六 (略)</p> <p>七 アンチモン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>イ 無機亜鉛塩類。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>イ 炭酸亜鉛</p> <p>ロ 雷酸亜鉛</p> <p>ハ 六水酸化錫^ナ亜鉛</p>	<p>二-六 (略)</p> <p>七 アンチモン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>イ 無機亜鉛塩類。ただし、炭酸亜鉛及び雷酸亜鉛を除く。</p>
<p>第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げるものを劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。</p>	<p>第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げるものを劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。</p>

シル) ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

(80) |
└ (110) |
(略)

(111) | ニーフルオロー四一(トランス一四一ビニルシクロヘキシル)

ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

(112) | ニーフルオロー四一「トランス一四一(E)一」(プロパー一

エン一)一イル) シクロヘキシル) ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

(113) |
└ (140) |
(略)

(141) | (Z)一「五」一「四」一(四一メチルフエニルスルホニルオキシ

フエニルスルホニルオキシイミノ)一五H一チオフェン一ニ一

イリデン)一(ニ一メチルフエニル) アセトニトリル及びこれを含有する製剤

(142) |
└ (144) |
(略)

三十三一〇九九の二 (略)

九十九の三 メチルN一「二」一「一」(四一クロロフェニル)一H

一ピラゾール一三ーイルオキシメチル)フエニル) (N一メトキシ

カルバマート(別名ピラクロストロビン) 及びこれを含有する製剤

。ただし、メチルN一「二」一「一」(四一クロロフェニル)一

H一ピラゾール一三ーイルオキシメチル)フエニル) (N一メトキ

シ)カルバマート六・八%以下を含有するものを除く。

九十九の四一〇九九 (略)

2 (略)

(78) |
└ (108) |
(略)

(109) |
└ (136) |
(略)

(137) |
└ (139) |
(略)

三十三一〇九九の二 (略)

九十九の三 メチルN一「二」一「一」(四一クロロフェニル)一H

一ピラゾール一三ーイルオキシメチル)フエニル) (N一メトキシ

カルバマート(別名ピラクロストロビン) 及びこれを含有する製剤

九十九の四一〇九九 (略)

2 (略)

毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文
 ○毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）

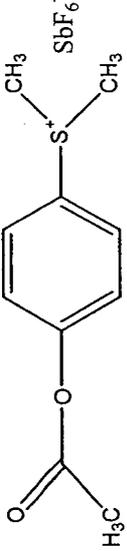
（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の場合において、同項第二号に掲げる書類について、当該登録申請書の提出先とされる地方厚生局長若しくは都道府県知事が、インターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合をその使用に係る電子計算機に入力することによって、自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。）に記録されている情報のうち前項第二号に掲げる書類の内容を閲覧し、かつ、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができるときは、前項の規定にかかわらず、第一項の登録申請書に前項第二号に掲げる書類を添付することを要しない。</p> <p>第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の場合において、同項第二号に掲げる書類について、当該登録申請書の提出先とされる都道府県知事、保健所を設置する市の市長若しくは特別区の区長が、インターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合をその使用に係る電子計算機に入力することによって、自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年</p>	<p>第一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2（略）</p>

別添5
劇物から除外するもの

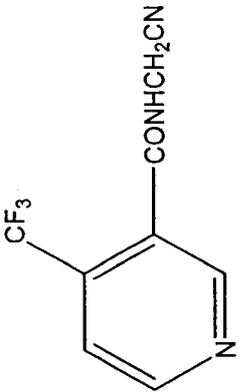
名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
六水酸化錫亜鉛	$\text{ZnSn}(\text{OH})_6$ 分子量 286.16 CAS No. 12027-96-2	原体	外観：白色結晶性粉末 密度：3.19 (g/cm ³ 22°C) 融点：200°Cで熱分解のため測定不能 蒸気圧：<10Pa (20°C) 溶解度：(g/100g, 25°C) 水 1.06×10 ⁻⁴ 安定性：常温常圧下で安定。 反応性：特筆すべき反応性なし。	原体： 急性経口毒性 LD ₅₀ (mg/kg) マウス 5,000 急性経皮毒性 LD ₅₀ (mg/kg) マウス >2,466 急性吸入毒性 LC ₅₀ (mg/L) (ダスト、4時間暴露) マウス 4.35 急性皮膚刺激性 マウス 刺激性なし	難燃剤

※ 急性毒性：単回投与（曝露）によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。
 ※ LD₅₀ (Lethal Dose 50) (又はLC₅₀ (Lethal Concentration 50))：50%致死量（濃度）を表し、投与（曝露）された動物のうち50%が死亡する投与量（濃度）を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
<p>4-アセトキシフェニルジメチルスルホニウムヘキサフルオロアンチモネート</p>	 <p> $C_{10}H_{13}F_6O_2SSb$ 分子量 483.01 CAS No. 1355691-31-5 </p>	<p>原体及びこれを含有する製剤</p>	<p> 外観：白色結晶性粉末 融点：149℃ 溶解性：多くの有機溶剤に可溶 安定性：通常の取扱いにおいて安定。 反応性：水にて徐々に分解し、アルカリ性物質との接触または混合により容易に分解する。 </p>	<p> 原体： 急性経口毒性 LD_{50} (mg/kg) ラット ♂♀ >300 急性経皮毒性 LD_{50} (mg/kg) ラット ♂♀ >10,000 急性吸入毒性 LC_{50} (mg/L) (ダスト、4時間暴露) ラット ♂♀ 10.9 急性皮膚刺激性 りび、腐食性物質に分類されない ※いずれのデータも劇物以上の毒性（経口毒性 $LD_{50} < 300$ mg/kg、又は経皮毒性 $LD_{50} < 1,000$ mg/kg、又は吸入毒性 $LC_{50} < 1.0$ mg/L、又は腐食性有り）をもたないことから、劇物から除外する。 </p>	<p>ディスプレイ分野の液晶表示装置（LCD）及びCD、Dカメラ等に使用される保護膜等に使用</p>

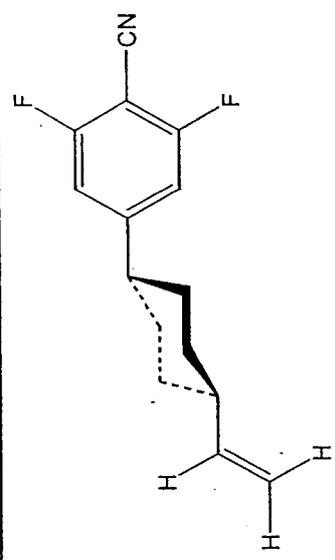
※ 急性毒性：単回投与（曝露）によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD_{50} (Lethal Dose 50) (又は LC_{50} (Lethal Concentration 50))：50%致死量（濃度）を表し、投与（曝露）された動物のうち50%が死亡する投与量（濃度）を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
N-シアノメチル-4-(トリフルオロメチル)ニコチンアミド (別名：フロニカミド)	 <p> $C_9H_8F_3N_3O$ 分子量 229.2 CAS No. 158062-67-0 </p>	原体及びこれを含有する製剤	外観：白色粉末、無臭 密度：1.54 (g/cm ³ , 20°C) 融点：157.5°C 沸点：330°C付近で分解 蒸気圧：2.55×10 ⁻⁶ Pa (25°C) 溶解度：(g/L, 20°C) 水 5.2 アセトン 186.7 メタノール 110.6 2-プロパノール 18.7 酢酸エチル 33.9 アセトニトリル 146.1 ジクロロメタン 4.5 トルエン 0.55 n-オクタノール 3.0 ヘキサン 0.0002 反応性：空气中で熱に安定 (25°Cから150°Cまでの測定結果)	原体： 急性経口毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット ♂ 884 ♀ 1,768 急性経皮毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット ♂ >5,000 急性吸入毒性 LC ₅₀ (mg/L) (ダスト、4時間暴露) ラット ♂ >4.90 皮膚刺激性 ウサギ ♂ 刺激性なし 眼刺激性 ウサギ ♂ 弱い刺激性	農薬 (殺虫剤)

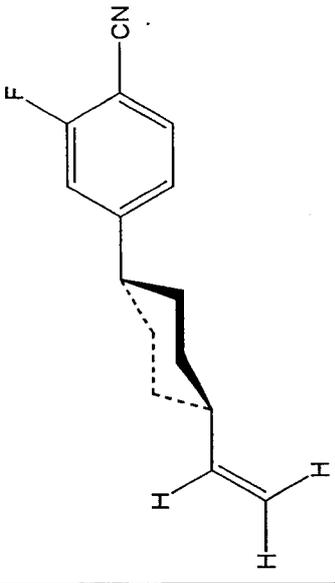
※ 急性毒性：単回投与 (曝露) によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD₅₀ (Lethal Dose 50) (又は LC₅₀ (Lethal Concentration 50))：50%致死量 (濃度) を表し、投与 (曝露) された動物のうち50%が死亡する投与量 (濃度) を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
2,6-ジフルオロ-4-ピニ ルシクロヘキシル)ベン ゾニトリル	 <p> $C_{15}H_{15}F_2N$ 分子量 247.29 CAS No. 337366-98-0 </p>	原体及びこれを含有する製剤	外観：白色固体 融点：39.5℃ 沸点：300℃以上 溶解性：水にほとんど溶けない。 安定性：常温で安定 反応性：水や空気には反応しない。不揮発性物質	原体： 急性経口毒性 LD_{50} (mg/kg) ラット ♂♀ > 2,000 急性吸入毒性 LC_{50} (mg/L) (ダスト、4時間暴露) ラット ♂♀ > 5.129 皮膚刺激性 ウサギ ♂♀ 刺激性なし	液晶素子

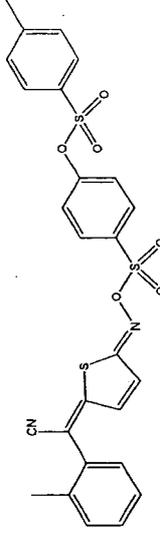
※ 急性毒性：単回投与（曝露）によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD_{50} (Lethal Dose 50) (又は LC_{50} (Lethal Concentration 50))：50%致死量（濃度）を表し、投与（曝露）された動物のうち50%が死亡する投与量（濃度）を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
2-フルオロ-4-(トランス-4-ビニルシクロヘキシル)ベンゾニトリル	 <p style="text-align: center;"> $C_{16}H_{16}FN$ 分子量 229.3 CAS No. 157453-50-4 </p>	原体及びこれを含有する製剤	外観：白色固体 融点：50℃ 沸点：300℃以上 溶解性：水にほとんど溶けない。 安定性：常温で安定 反応性：水や空気には反応しない。不揮発性物質	原体： 急性経口毒性 LD ₅₀ (mg/kg) マウス ♂♀ > 2,000 急性吸入毒性 LC ₅₀ (mg/L) (ダスト、4時間暴露) マウス ♂♀ > 5.193 皮膚刺激性 マウス ♂♀ 刺激性なし	液晶素子

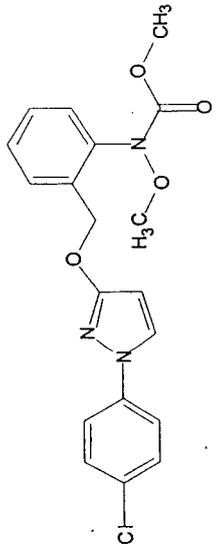
※ 急性毒性：単回投与（曝露）によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD₅₀ (Lethal Dose 50) (又は LC₅₀ (Lethal Concentration 50))：50%致死量（濃度）を表し、投与（曝露）された動物のうち50%が死亡する投与量（濃度）を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
(Z)-[5-[4-(4-メチルフェニルスルホニルオキシ)フェニル]チオオキシミノ]5H-チオフエン-2-イルリデン]-(2-メチルフェニル)アセトトリル	 <p style="text-align: center;"> $C_{26}H_{20}N_2O_6S_3$ 分子量 552.6 CAS No. 532411-49-76 </p>	原体及びこれを含有する製剤	外観：黄色粉末 融点：55～62℃ 溶解性：水に不溶。アセト、テトラヒドロフラン (THF) には10wt%以上溶解 安定性：熱に対して分解 反応性：強酸、強塩基、強酸化剤と反応	原体： 急性経口毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット ♂♀ >2,000 急性経皮毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット ♂♀ >2,000 急性吸入毒性 LC ₅₀ (mg/L) (ダスト、4時間暴露) ラット ♂♀ 1.35 急性皮膚刺激性 ウサギ 刺激性なし	フォトレジスト用材料

※ 急性毒性：単回投与（曝露）によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD₅₀ (Lethal Dose 50) (又は LC₅₀ (Lethal Concentration 50))：50%致死量（濃度）を表し、投与（曝露）された動物のうち50%が死亡する投与量（濃度）を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
メチル-N-[2-[1-(4-クロロフェニル)-1H-ピラゾール-3-イルオキシメチル]フェニル]カルバマート (別名：ピラクロストロピン)	 <p style="text-align: center;"> $C_{19}H_{18}ClN_3O_4$ 分子量 387.8 CAS No. 175013-18-0 </p>	6.8%以下を含む 有する製剤	外觀：暗褐色粘稠固体 密度：1.367 (g/cm ³ , 20°C) 融点：63.7~65.2°C 沸点：約 200°Cで分解のため測定不能 蒸気圧：6.4 × 10 ⁻⁸ Pa (25°C) 溶解度：(g/L, 20°C) 水 2.4 × 10 ⁻³ 他代表的な有機溶媒 アセトン ≥ 650 メタノール 100 2-プロパノール 30 アセトニトリル ≥ 500 ジクロロメタン ≥ 570 1-オクタノール 24 トルエン ≥ 570 酢酸エチル ≥ 650 n-ヘプタン 3.7	原体： 急性経口毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット ♂♀ > 5,000 マウス ♂♀ > 5,000 急性経皮毒性 LD ₅₀ (mg/kg) ラット ♂♀ > 2000 急性吸入毒性 LC ₅₀ (mg/L) (ミスト、4時間暴露) ラット ♂♀ 0.58 6.8%含有する製剤： 急性吸入毒性 LC ₅₀ (mg/L) (ドライフロアブル剤を水に溶かしたミスト、4時間暴露) ラット ♂♀ > 5.2 (最高投与量 5.2mg/L において死亡なし)	農薬 (殺菌剤)